

「純金定期運用プラン」契約約款

第 1 条（契約内容）

「純金定期運用プラン」契約（以下「本契約」という）とは、お客様が住友商事株式会社（以下「当社」という）に対し一定の期間を定めて、金地金（以下「受寄物」という）を寄託し、寄託料計算期間満了後に当社がお客様に対し受寄物と同量・同等の金地金（以下「代替物」という）を返還し、寄託料の支払いを行うものです。本契約に基づく受寄物の寄託の法的性質は、民法第 666 条に定める消費寄託となります。

第 2 条（定義）

本契約に関する用語の定義は、次の通りとします。

- 「寄託者」とは、当社へ金地金を寄託するお客様です。
- 「受託者」とは、お客様から金地金の寄託を受ける当社です。
- 「受寄物」とは、当社がお客様から寄託を受ける東京商品取引所受渡供用品指定銘柄の純度 99.99%の金地金です。
- 「代替物」とは、東京商品取引所受渡供用品指定銘柄の純度 99.99%の金地金です。
- ①「満期寄託料」とは、本契約に基づき、寄託料計算期間が満了した場合に当社がお客様に支払う金地金で、その重量は受寄物の重量に満期寄託料率を乗じ、寄託料計算期間開始日から寄託料計算期間満了日までの期間について月割（1ヶ月未満切捨）で計算します（グラム単位、小数点第 6 位以下は切り上げ）。
- ②「中途寄託料」とは、本契約に基づき、お客様が中途解約もしくは中途売却により、本契約を終了された場合に当社がお客様に支払う金地金で、その重量は受寄物の重量に中途寄託料率を乗じ、寄託料計算期間開始日から中途解約・売却日の前月までの期間について月割（1ヶ月未満切捨）で計算します（グラム単位、小数点第 6 位以下は切り上げ）。
- ③「寄託料計算期間開始日」とは、本契約が成立した日の当月 20 日（当日が当社の営業日以外の場合は翌営業日）とし、自動更新後の契約においては前契約の寄託料計算期間満了日とします。
- ④「寄託料計算期間満了日」とは、寄託料計算開始日から 1 年後の応当日（当日が当社の営業日以外の場合は翌営業日）とします。但し、前号の「寄託料計算期間開始日」が 2015 年 7 月 21 日以降となる場合は、「寄託料計算期間満了日」は 2016 年 7 月 20 日とします。
- ⑤「中途解約・売却日」とは、お客様が「純金定期運用プラン」氏名・住所等・口座変更／解約／売却申込書（以下「変更申込書」という）を送付することにより、中途解約もしくは中途売却のお申し出をされた場合について、当社が変更申込書を受領した日です。
- (7) ①「満期寄託料率」とは、本契約に基づき、寄託料計算期間が満了した場合に当社が寄託を受けた受寄物に対する寄託料の計算に用いる料率（年率）で、別途定めるものとします。
- ②「中途寄託料率」とは、お客様が中途解約もしくは中途売却により、本契約を終了した場合に、当社が寄託を受けた受寄物に対する寄託料の計算に用いる料率で、年率 0.15%です。

第 3 条（寄託単位）

- 当社がお客様から寄託を受ける受寄物の単位は、当社が別途定めるものとします。
- 当社が寄託を受ける金地金は、100g、500g 及び 1 kg の金地金とします。

第 4 条（返還単位）

当社が寄託を受けた金地金の代替物の単位は 100g とし、全て、受寄物と同量・同等の金地金とします。

第 5 条（金地金の鑑定）

- 当社は、お客様から金地金の引き渡しを受けた場合、固体比重鑑定装置又は、超音波電子鑑定器により鑑定を行います。
- 当社が、前項の鑑定及び調査の結果、本契約第 2 条第 3 号に規定する受寄物に該当しないと判断した場合、本契約は成立しません。
- 前項により本契約が成立しなかった場合、当社は直ちに受寄物をお客様の指定する住所へ発送により返還します。
- 前項の発送により返還した場合、発送に要した実費相当額はお客様の負担とします。

第 6 条（本契約のお申し込み）

- 本契約は、毎月第 1 営業日から最終営業日までの 1 ヶ月間について募集を行います。
- 本契約をお申し込みされるお客様は、当社所定の「純金定期運用プラン」申込書（以下「本申込書」という）に必要事項を記入し、記名捺印の上、ご提出していただきます。
- 本契約のお申し込みは、お客様ご本人名義に限りです。
- お客様のお申し込み日から 1 ヶ月以内に当社がお客様から受寄物の引き渡しを受けることができなかった場合には、お客様のお申し込みはなかったものとさせていただきます。

第 7 条（本契約の成立）

本契約は、当社がお客様から本申込書及び受寄物を受領した後、当社よりお客様に「純金定期運用プラン」お申込確認書（以下「お申込確認書」という）を発行した時をもって成立します。（なお、当社がお客様からの受寄物を受領した後本契約の成立日までは、当社が善良なる管理者の注意義務をもって受寄物を混蔵保管致します。）「お申込確認書」は、原則として、当社がお客様から本申込書及び受寄物を受領した月の翌月初めに発行します。

第 8 条（反社会的勢力の排除）

- お客様は、当社に対し、次の各号に掲げる事項を表明・保証します。
 - 自己又は自社の役員又は自社の株主等であって自社を実質的に所有し、若しくは支配する者（以下「お客様関係者等」という。）が、本契約の有効期間中いつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会勢力又はその所属員（以下「暴力団等反社会勢力」という。）に該当しないこと
 - お客様関係者等が、本契約の有効期間中いつの時点においても、お客様関係者等、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - お客様関係者等が、本契約の有効期間中いつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと
- お客様は、本契約の有効期間中いつの時点においても、お客様関係者等が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを、当社に対し、確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社及び当社の役職員若しくは第三者の信用を毀損し、又は当社及び当社の役職員若しくは第三者の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第 9 条（クーリングオフ）

- 第 7 条に定めるお申込確認書をお客様が受領した日から 14 日以内においては、お客様は何時でも本契約を解除することができます。
- 前項によりお客様が本契約を解除した場合、当社は寄託を受けた受寄物を当社の費用負担にて速やかにお客様のお届けの住所に返還します。

第 10 条（自動更新）

- お客様から寄託料計算期間満了日の前月最終営業日までに本契約について更新しない旨のお申し出がない場合、本契約が自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。当社は、本契約が更新される場合には、満期寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として、受寄物の寄託を受け入れます。この場合の寄託料計算は、更新日に先立ち、当社がお客様に送付する「純金定期運用プラン」満期のご案内により、お客様に通知する自動更新後の満期寄託料率によるものとします。
- 前項にかかわらず、2016 年 7 月 20 日に寄託料計算期間満了日が到来する場合は、本契約は更新されず、同日をもって寄託料計算期間は満了します。但し、当該寄託料計算期間満了日以降の当社による「純金定期運用プラン」に関する業務は、第 16 条によるものとします。
- 更新時の約款が本約款と異なる時には、更新時の約款が適用されるものとします。
- 当社は、寄託料計算期間満了日の前月最終営業日までにお客様に書面による通知をすることにより、本契約の更新を中止することができるものとします。

第 11 条（本契約の終了）

- お客様が、次の各号に該当した場合、本契約は終了します。
 - 寄託料計算期間満了日の前月最終営業日までに、お客様が当社所定の変更申込書を送付することにより、満期解約又は満期売却のお申し出をされ、当社が変更申込書を受領した場合（但し、受寄物の一部のみの解約／売却はできません）この場合お客様は代替物返還による満期解約又は受寄物売却による満期売却いずれかの精算方法を指定するものとします。
 - 寄託料計算期間満了日の前日までに、お客様が当社所定の変更申込書を送付することにより、中途解約又は中途売却のお申し出をされ、当社が変更申込書を受領した場合（但し、受寄物の一部のみの解約／売却はできません）この場合お客様は代替物返還による中途解約又は受寄物売却による中途売却のいずれかの精算方法を指定するものとします。
- 当社はお客様に対し、契約終了後に速やかに、代替物の返還または受寄物売却代金の支払いを行います。

第 12 条（残高確認）

当社は、本契約により寄託された受寄物の重量に関し、毎年 6 月及び 12 月末現在について、お客様の指定する住所へ「純金定期運用プラン」残高報告書を送付します。

第 13 条（満期解約または満期売却の精算方法）

- 本契約第 11 条第 1 項第 1 号に従い本契約が終了したときは、同号に定めるお客様からのお申し出が満期解約の場合は代替物返還の方法により、満期売却の場合は受寄物売却の方法により、それぞれ精算するものとします。なお、この場合のいずれの精算方法についても、受寄物の重量に満期寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として行います。また、お客様による本契約を更新しない旨のお申込は、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。
- ＝代替物返還による精算＝
- 当社は、前項の合計重量を 1 kg、500g、100g の代替物の大きい順に返還致します。返還はお客様のお届けの住所に、代金引換郵便又はこれに準ずる方法にて発送致します。お客様は、当社所定の現物引出送付手数料と引き替えに代替物をお受け取り下さい。返還には当社所定の日数を要します。
 - 前項の方法による代替物の返還を行った後、本条第 1 項の合計重量との差額（100g未満の金地金）については、本条第 4 項及び第 5 項に準じて売却の上、お客様が指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払います。
- ＝受寄物売却による精算＝
- 受寄物売却による精算時の売却価格は、寄託料計算期間満了日の当社所定の買取価格とします。
 - 本条第 1 項の合計重量に前項の売却価格を乗じた売却代金及び消費税（以下「売却代金等」という）は、お客様が指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払います。また、売却代金等の支払は、当社所定の日数を要します。

第 14 条（中途解約の精算方法）

- 本契約第 11 条第 1 項第 2 号においてお客様が精算方法として代替物返還による中途解約を指定された場合は、受寄物の重量に中途寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として精算を行います。なお、精算方法は本契約第 13 条第 2 項／第 3 項に準じます。また、当社がお客様から変更申込書を受領した日にお客様と当社との売買契約が成立するものとし、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。
- 中途解約する場合、当社はお客様より当社所定の現物引出送付手数料を申し受けます。

第 15 条（中途売却の精算方法）

- 中途売却の受付は、当社営業日の午前 10 時から午後 2 時までとし、売却価格は、当社がお客様の変更申込書を受領した日の当社所定の買取価格とします。
- 本契約第 11 条第 1 項第 2 号においてお客様が精算方法として受寄物売却による中途売却を指定された場合は、受寄物の重量に中途寄託料に相当する金地金の重量を加算した合計重量を基準として精算を行います。当該合計重量に、前項の売却価格を乗じた売却代金及び消費税を、お客様が指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払います。当社がお客様から変更申込書を受領した日にお客様と当社との売買契約が成立するものとし、当社から別段の意思表示がない限り、これを撤回することはできません。

第 16 条（「純金定期運用プラン」業務終了とそれに伴う清算）

- 当社による「純金定期運用プラン」に関する業務は、2016 年 7 月 29 日をもって終了し、本契約は同日をもって終了するものとします。
- 前項の本契約終了に伴い当社は、お客様の 2016 年 7 月 29 日時点で受寄物が存在する場合は、2016 年 7 月 29 日の当社の店頭買取価格にて売却し、当該売却代金につき、お客様が届けている金融機関口座に振込送金する方法により、同年 8 月 15 日までに支払うものとします。

第 17 条（契約解除）

- お客様が次の各号に該当した場合、当社は直ちに本契約を解除します。
 - お申し込み時に虚偽の申告をした場合
 - 本契約約款に違反した場合
 - お客様の死亡、破産手続開始決定がなされた場合、補助開始、保佐開始、後見開始の審判が申し立てられた場合
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他の滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じたとき
 - 支払停止の状態に陥り又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、その他の倒産手続の申立を受け若しくは自らこれらの申立をしたとき
 - 合併によらず解散をしたとき
 - 本契約第 24 条に定める本契約の内容の変更にお客様が同意されない場合
 - その他関係法令に違反した場合
- 当社が前項により本契約を解除した場合、解除日においてお客様が中途売却を申し出たものとみなし、当社は前条に準じた手続きを行います。但し、寄託料の支払は行いません。
- 当社が本条第 1 項により本契約を解除する場合、当社はお客様に対してその旨を通知します。但し、当社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合には、通常到達すべき日時をもって当該通知が完了したものとみなします。

第 18 条（本人確認）

- 当社は、お客様との本契約における全ての取引にあたり、お客様の本人確認を行うため、当社所定の本人確認書類（提出時点で有効な運転免許証、各種健康保険証、提出時点から過去 3 ヶ月以内に発行された住民票の写し、戸籍の謄本・抄本等の公的証明書等）の提出を求める事が出来ます。
- 前項の本人確認書類が提出されない場合その他お客様の本人確認ができないと当社が判断した場合、当社は本契約の全ての取引の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、履行の停止によりお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（変更届）

- お客様が本申込書記載事項を変更する場合、速やかに当社所定の変更申込書に変更事項を記入し、記名捺印（お届印）の上、ご提出していただきます。
- 本条の届出がないために当社からの通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき日時をもって上記通知、送付が完了したものとみなします。
- 本条の届出がなされる前に生じたお客様の損害については、当社は一切その責任を負いません。

第 20 条（譲渡・質入れの禁止）

お客様は、当社の承諾なしに本契約上の地位若しくは本契約に基づく当社に対する権利を第三者に譲渡又は質入れ、その他担保に供することはできません。

第 21 条（供託）

当社が本契約に基づきお客様に対する代替物の送付を行ったにもかかわらず、お客様のお引き取りがない場合、あるいは売却代金等のお振込手続きを行ったにもかかわらずお支払いできない場合は、当社の判断により代替物又は売却代金等を東京法務局に供託することができるものとします。また、これにより当社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。

第 22 条（印鑑照合）

本契約に基づく諸取引について、申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、これらの書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は一切その責任を負いません。

第 23 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力の命令処分及びその他当社の責に帰することのできない事由による損害については、当社は一切その責を負わないものとし、これらの事由に基づき本契約を継続しがたい事態となった場合、当社は本契約を終了できるものとします。

第 24 条（本契約の変更）

当社は、本契約の内容を変更する場合には、その変更事由をご通知し、または官報若しくは当社のウェブページなどに公告します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがない時は、ご同意頂けたものとします。

第 25 条（合意管轄）

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条（募集取扱店よりの金地金購入）

お客様が、本契約募集業務に係わる募集取扱店（以下「取扱店」という）より金地金を購入し、かつ本契約にお申込された場合、取扱店は直接当社に金地金を引き渡すため、お客様は購入時において金地金現物をお受け取りになることができません。また、当該金地金に係わる価格リスクはお客様に帰属します。

第 27 条（振込金の留保）

- 本契約に基づいて当社がお客様が届け出た金融機関口座に振込送金手続をしたにもかかわらず、口座解約その他の事由により入金が完了しなかった場合には、当社はその支払うべき金額を自己の留保口座で保管することができるものとします。
- お客様は、振込送金手続日の翌日から起算して 3 年が経過するまで、前項の留保金額の支払を請求できるものとします。なお、当該留保金額は無利息とします。
- 本条にかかわらず、当社は第 21 条に基づき供託をすることを妨げられません。

（2015 年 5 月 1 日付改定）